

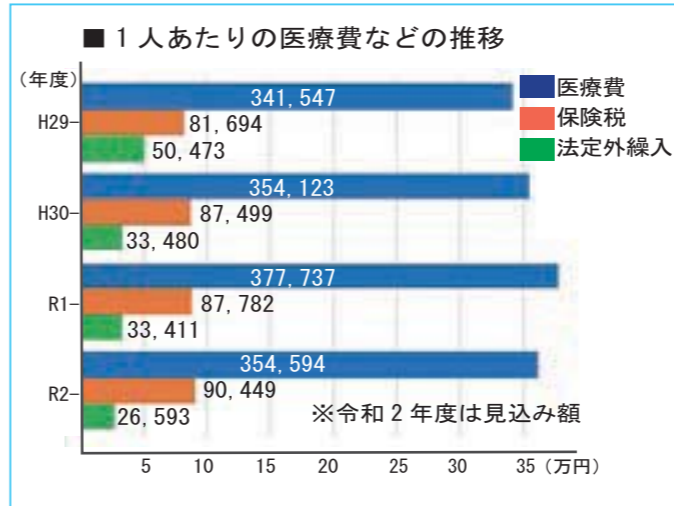
## 国民健康保険

問合せ 市民課保険係 127

### ▼国民健康保険の運営状況▲

国民健康保険の運営は、東京都から示される国民健康保険事業費納付金を支払うことで、医療費の全額が東京都から交付されます。

この納付金を支払うための主な財源が保険税であり、必要な保険税を確保するための税率（標準保険料率）が東京都から示されています。



国民健康保険（国保）は、病気やケガをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者みんなで国民健康保険税（保険税）を納め、医療費を支出する助け合いの制度です。加入するのは、自営業や農業、漁業などを営んでいる方、退職して職場の健康保険などをやめた方、パート・アルバイトなどで職場の健康保険などに加入していない方です。

しかし、市の保険料率を標準保険料率に合わせることは急激な負担の増加につながるため、この不足分を一般会計からの法定外繰入により補い、運営する厳しい状況が続いています。

### ▼令和3年度の国民健康保険税▲

保険料率など（所得割税率、均等割額、課税限度額）は前年度と変更ありません。

### ■令和3年度国民健康保険税率

項目	東京都が示す標準保険料率		羽村市の令和3年度保険税率（前年度と変更なし）	
	所得割税率	均等割額	所得割税率	均等割額
医療分	7.54%	28,360円	5.82%	25,000円
				630,000円
				190,000円
後期高齢者支援分	2.78%	11,339円	2.20%	10,500円
				190,000円
				170,000円
介護保険分	2.90%	15,111円	1.99%	12,400円
				12,400円
				170,000円

### ▼保険税の減免▲

- 次の場合は申請により保険税が減免になります。
- 災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった場合
- 被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、後期高齢者医療制度（75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合



▲市公式サイト「国民健康保険税について」

### ▼非自発的失業者への軽減▲

会社都合による解雇などで失業した方は、保険税が軽減されます。

### ▼納税通知書を送付します▼

令和3年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

### ▼保健事業を行っています▲

- 糖尿病性腎症重症化予防事業  
糖尿病性腎症または糖尿病の方などを対象に、重症化して透析治療に移行してしまうことを阻止または遅らせるため、かかりつけ医と連携した予防事業を行います。
- 重複・頻回受診者等訪問指導事業  
医療機関の受診回数が多い方（頻回受診者）、同一疾患で複数の医療機関にかかっている方（重複受診者）、および同じ薬の処方方が同一月に複数ある方（重複服薬対象者）に対し保健指導を行います。

## 後期高齢者医療保険

問合せ 市民課高齢医療・年金係 140

### ▼保険料の決め方▲

年間の保険料は、均等割額と所得割額の合計です。今年度は、令和2年度と変わりありません。

◇均等割額：被保険者一人ひとりが均等に負担する額です。1人あたり4万4100円です。

◇所得割額：被保険者の前年の所得によって変わります。賦課のもとのなる所得金額（※1）×8.72%で計算されます。

◇保険料額（年度額）の限度額：64万円（100円未満切捨て）

### ■医療給付費の内訳

収入	支出
皆さんからの保険料（約1割）	医療給付費（医療費10割分から被保険者の自己負担分を除いた額）
公費（約5割）	
現役世代からの支援金（約4割）	

※1 賦課のもととなる所得金額  
前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（43万円）を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しません）

### ▼保険料の軽減があります▲

所得の低い方に対する保険料の軽減を行っています。軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

#### ①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

#### ②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額（※1）」をもとに所得割額を軽減しています。

#### ③被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となつた日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者

後期高齢者医療保険は、75歳以上の方が加入する医療保険です。皆さんの保険料は医療給付費の支払いに充てています。保険料率は2年ごとに直直され、東京都内で均一です。

だった方は、次のとおり各軽減が受けられます。

均等割額：加入から2年を経過する月まで5割軽減  
所得割額：当面の間かかりません。

### ▼令和3年度分の後期高齢者医療保険料年間額のお知らせ▲

7月中旬に保険料決定通知書の発送を予定しています。通知が届いたら内容を確認してください。

#### 問合せ

- 制度について：広域連合お問合せセンター ☎0570-0861-519（IP電話、PHSは☎03-3222-4496）（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）  
FAX 0570-0861-075
- 個別の相談・個人情報を含むこと：羽村市市民課高齢医療・年金係 ☎140

### 国保加入者の方に温泉センター割引利用券を差し上げます

配布場所 市役所1階市民課保険係  
※国民健康保険証を持参してください。  
※後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上の方）は対象になりません。

#### 【利用できる施設】

- ▼檜原温泉センター「数馬の湯」 ☎042-598-6789
  - ▼奥多摩温泉「もえぎの湯」 ☎0428-82-7770
  - ▼秋川溪谷「瀬音の湯」 ☎042-595-2614
  - ▼生涯青春の湯「つるつる温泉」 ☎042-597-1126
- 利用期間 令和4年3月31日(木)まで

※開館状況などは、各施設のウェブサイトを確認するか問い合わせください。  
※利用時間などは利用券に記載しています。

